

東京都公報

発行
東京都

目次

66

条例

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…

条例のあらまし

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第一一二号）

- 一 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第一七号）の施行に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準等を改めます。
- （一）ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定基準の適用期限を令和一〇年九月三〇日まで延長します。
- （二）ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定基準の許容限度を改めます。

（例）ほう素 ほうろう鉄器製造業
一リットル当たり四〇ミリグラム

↓ 一リットル当たり三〇ミリグラム
二 この条例は、令和七年七月一日から施行します。

条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

東京都条例第百十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年六月三十日」を「令和十年九月三十日」に改める。
附則別表ほう素及びその化合物（単位 ほう素として、一リットルにつきミリグラム

ム）の項中

電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	三〇
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	

を

電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 三〇

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

四〇

に改め、同表ふっ素及び

その化合物（単位 ふっ素として、一リットルにつきミリグラム）の項中「一二」を

「一〇」に改める。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

発 行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

